

京都市告示第275号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「遊戯用電車」の供用時間について、次のとおり臨時変更します。

平成29年7月28日

京都市長 門川 大作

期間	区分	供用時間	
平成29年8月5日（土）及び 同月12日（土）	遊戯用 電車	変更後	午前10時から午後8時まで
		現行	午前10時から午後4時（7月 及び8月にあつては、午後5 時）まで

（南部みどり管理事務所）